

医療提供体制の現状(平成14年)

	総数	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所
病院数	9,187	9,187	—	—	—
200床以上病院数	2,764	2,764	—	—	—
診療所数	159,892	—	94,819	65,073	—
有床	16,237	—	16,178	59	—
無床	143,655	—	78,641	65,014	—
助産所数	780	—	—	—	780
病床数	1,839,376	1,642,593	196,596	187	—
医師数	290,285	174,261	115,872	152	—
歯科医師数	100,497	9,337	1,706	89,454	—
薬剤師数	100,497	38,987	6,327	700	—
看護師数	659,466	555,014	103,723	729	63
助産師数	23,968	17,798	4,465	—	1,705

資料：医療施設調査・病院報告、衛生行政報告例

医療関係者(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師含む)養成の概要

区分	根拠法規	免許付与者	養成機関				修業年限
			指定件者	養成形態	入学資格		
医師	医師法	厚生労働大臣	文部科学大臣	大学	高校卒	卒	6年
歯科医師	歯科医師法	厚生労働大臣	文部科学大臣	大学	高校卒	卒	6年
薬剤師	薬剤師法	厚生労働大臣	文部科学大臣	大学	高校卒	卒	4年
保健師	保健師助産師看護師法	厚生労働大臣	文部科学大臣	短期大学専攻科	短大卒で看護師国家試験受験有資格者		6月 (1年)
				大学に付設する専修・各種学校		看護師国家試験受験有資格者	
			厚生労働大臣	専修・各種学校			
助産師	保健師助産師看護師法	厚生労働大臣	文部科学大臣	短期大学専攻科	短大卒で看護師国家試験受験有資格者		6月 (1年)
				大学に付設する専修・各種学校		看護師国家試験受験有資格者	
			厚生労働大臣	専修・各種学校			
看護師	保健師助産師看護師法	厚生労働大臣	文部科学大臣	短期大学(3年課程)	高校卒	卒	3年
				"(2年課程)	高校卒の准看護師		2年
				"(2年課程・通信制)	准看護師業務経験10年以上		2年
				高等学校・高等学校専攻科	中学	卒	2年
				大学に付設する専修・各種学校(3年課程)	高校卒	卒	3年
			厚生労働大臣	"(2年課程)	准看護師業務経験3年以上又は高校卒の准看護師		2年
				専修・各種学校(3年課程)	高校卒	卒	3年
				"(2年課程)	准看護師業務経験3年以上又は高校卒の准看護師		2年
				"(2年課程・通信制)	准看護師業務経験10年以上		2年
看護師・保健師(助は選択)	保健師助産師看護師法	厚生労働大臣	文部科学大臣	大学			
看護師・保健師又は看護師・助産師	保健師助産師看護師法	厚生労働大臣	文部科学大臣	大学に付設する専修・各種学校	高校卒	卒	4年
			厚生労働大臣	専修・各種学校			
准看護師	保健師助産師看護師法	都道府県知事	文部科学大臣	高等学校衛生看護	中学	卒	3年
			厚生労働大臣	専修・各種学校			2年
診療放射線技師	診療放射線技師法	厚生労働大臣	文部科学大臣	短期大学	高校卒	卒	4年
			厚生労働大臣	大学に付設する専修・各種学校			3年
臨床検査技師	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律	厚生労働大臣	文部科学大臣	短期大学専修学校	高校卒	卒	3年
			厚生労働大臣	大学に付設する専修・各種学校			
理学療法士	理学療法士及び作業療法士法	厚生労働大臣	文部科学大臣	短期大学盲学校高等部専攻科	高校卒	卒	4年
			厚生労働大臣	大学に付設する専修・各種学校			3年
作業療法士	理学療法士及び作業療法士法	厚生労働大臣	文部科学大臣	短期大学	高校卒	卒	4年
			厚生労働大臣	大学に付設する専修・各種学校			3年
視能訓練士法	視能訓練士法	厚生労働大臣	文部科学大臣	短期大学	高校卒	卒	4年
			厚生労働大臣	大学に付設する専修・各種学校			3年
				専修・各種学校	大学卒で2年以上修業し指定の科目を修めたもの		1年

言語聴覚士	言語聴覚士法	厚生労働大臣	文部科学大臣	大 学	高 校	卒	4 年
				短 期 大 学	大学卒で1年以上修業し指定の科目を修めたもの	指	2 年
			厚生労働大臣	大学に付設する専修・各種学校	高 校	卒	3 年
				専修・各種学校	大 学	卒	2 年
歯科衛生士	歯科衛生士法	厚生労働大臣	文部科学大臣	短 期 大 学	高 校	卒	2 年
			厚生労働大臣	大学に付設する専修・各種学校	高 校	卒	2 年
歯科技工士	歯科技工士法	厚生労働大臣	文部科学大臣	短 期 大 学	高 校	卒	2 年
			厚生労働大臣	盲学校・聾学校高等部専攻科大学に付設する専修・各種学校	高 校	卒	2 年
臨床工学技士	臨床工学技士法	厚生労働大臣	文部科学大臣	大 学	高 校	卒	4 年
				短 期 大 学	大学卒で2年以上修業し指定の科目を修めたもの	指	3 年
			厚生労働大臣	大学に付設する専修・各種学校	高 校	卒	1 年
				専修・各種学校	高 校	卒	3 年
				専修・各種学校	高 校	卒	3 年
				専修・各種学校	大学卒で1年以上修業し指定の科目を修めたもの	指	2 年
義肢装具士	義肢装具士法	厚生労働大臣	厚生労働大臣	専修・各種学校	高 校	卒	3 年
救急救命士	救急救命士法	厚生労働大臣	厚生労働大臣	専修・各種学校	高 校	卒	2 年
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	厚生労働大臣	文部科学大臣	大 学	高 校	卒	4 年
				短 期 大 学	高 校	卒	3 年
			厚生労働大臣	盲 学 校	高 校	卒	3 年
				大学に付設する専修・各種学校	高 校	卒	3 年
				専修・各種学校	高 校	卒	3 年
				専修・各種学校	高 中 学 卒（視覚障害者）	卒	3～5 年
柔道整復師	柔道整復師法	厚生労働大臣	文部科学大臣	大 学	高 校	卒	4 年
			厚生労働大臣	短 期 大 学	高 校	卒	3 年

※ 厚生労働省医政局医事課、指導課、歯科保健課、看護課調べ（平成16年9月現在）

病院・診療所の現状

各年10月1日現在

		施設数				対平成13年		構成割合(%)	
		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	増減数	増減率(%)	平成13年	平成14年
総	数	163,270	165,451	167,555	169,079	1,524	0.9	—	—
病	院	9,286	9,266	9,239	9,187	▲52	▲0.6	100.0	100.0
	精神病院	1,060	1,058	1,065	1,069	4	0.4	11.5	11.6
	結核療養所	4	3	3	2	▲1	▲33.3	0.0	0.0
	一般病院	8,222	8,205	8,171	8,116	▲55	▲0.7	88.4	88.3
	(再掲)								
	地域医療支援病院	16	26	29	43	14	48.3	0.3	0.5
	療養病床等を有する病院	2,227	3,167	3,476	3,723	247	7.1	37.6	40.5
一	般診療所	91,500	92,824	94,019	94,819	800	0.9	100.0	100.0
	有床	18,487	17,853	17,218	16,178	▲1,040	▲6.0	18.3	17.1
	(再掲)								
	療養病床を有する一般診療所	1,795	2,508	2,571	2,675	104	4.1	2.7	2.8
	無床	73,013	74,971	76,801	78,641	1,840	2.4	81.7	82.9
歯	科診療所	62,484	63,361	64,297	65,073	776	1.2	100.0	100.0
	有床	47	46	39	59	20	51.3	0.1	0.1
	無床	62,437	63,315	64,258	65,014	756	1.2	99.9	99.9

出典：「平成14年医療施設調査・病院報告」

注：療養病床等とは、療養病床及び経過的旧療養型病床群である。

病床種別の概要

	一般病床		療養病床	精神病床	感染症病床	結核病床
定義	精神病床、結核病床、感染症病床、療養病床以外の病床		主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床	精神疾患を有する者を入院させるための病床	感染症法に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるための病床	結核の患者を入院させるための病床
人員配置基準	医師 16:1 看護職員 3:1 薬剤師 70:1		医師 48:1 看護職員 6:1 看護補助者 6:1 薬剤師 150:1	【① 大学附属病院等※1】 医師 16:1 看護職員 3:1 薬剤師 70:1 (※1 大学附属病院(特定機能病院を除く。)並びに内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院) 【② 左記以外の病院】 医師 48:1 看護職員 4:1 ※2 薬剤師 150:1 (※2 当分の間、看護職員5:1、看護補助者を合わせて4:1とする)	医師 16:1 看護職員 3:1 薬剤師 70:1	医師 16:1 看護職員 4:1 薬剤師 70:1
経過措置	看護職員 4:1 ※3 平成18年2月28日まで (※3 へき地の病院又は従来の「その他の病床」が200床未満の病院)			看護職員 4:1 平成15年8月31日まで 平成18年2月28日まで (旧医療法第21条第1項ただし書の許可を受けていた病院に限る)	看護職員 4:1 平成15年8月31日まで ※4 (※4 へき地の病院又は従前の「その他の病床」が200床未満の病院については、平成18年2月28日まで。)	医師 40:1 看護職員 6:1 薬剤師 150:1 平成18年2月28日まで (旧医療法第21条第1項ただし書の許可を受けていた病院に限る)
病床面積	6.4㎡/床以上 既設: 4.3㎡/床以上		6.4㎡/床以上	6.4㎡/床以上 既設: 4.3㎡/床	6.4㎡/床以上 既設: 4.3㎡/床	6.4㎡/床以上 既設: 4.3㎡/床
廊下幅	1.8m以上(両側居室2.1m) 既設: 1.2m以上 (両側居室1.6m)		1.8m以上(両側居室2.7m) 既設: 1.2m以上 (両側居室1.6m)	【①の病院】 1.8m以上(両側居室2.1m) 既設: 1.2m以上 (両側居室1.6m) 【②の病院】 1.8m以上(両側居室2.7m) 既設: 1.2m以上 (両側居室1.6m)	1.8m以上(両側居室2.1m) 既設: 1.2m以上 (両側居室1.6m)	1.8m以上(両側居室2.1m) 既設: 1.2m以上 (両側居室1.6m)
構造設備基準(必要施設)	・各科専門の診療室 ・手術室 ・処置室 ・臨床検査施設(外部委託の場合は一部緩和) ・エックス線装置 ・調剤所 ・給食施設(外部委託の場合は一部緩和) ・消毒施設(外部委託の場合は一部緩和) ・洗濯施設(外部委託の場合は一部緩和)等		一般病床において必要な施設のほか、 ・機能訓練室 ・談話室 ・食堂 ・浴室	一般病床において必要な施設のほか、 ・精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な施設	一般病床において必要な施設のほか、 ・機械換気設備 ・感染予防のためのしや断 ・一般病床の消毒施設のほかに必要な消毒施設	一般病床において必要な施設のほか、 ・機械換気設備 ・感染予防のためのしや断 ・一般病床の消毒施設のほかに必要な消毒施設

療養病床及び一般病床の届出状況

(平成15年9月1日現在)

都道府県	病 院								診 療 所	
	一般病床			療養病床			計		療養病床	
	施設数	病床数	割合 (%)	施設数	病床数	割合 (%)	施設数	病床数	施設数	病床数
北海道	452	55,308	65.9	325	28,573	34.1	564	83,881	158	1,625
青 森	84	12,315	82.1	38	2,680	17.9	96	14,995	75	678
岩 手	85	12,196	79.7	37	3,098	20.3	94	15,294	50	560
宮 城	111	17,224	84.3	58	3,213	15.7	123	20,437	54	477
秋 田	50	10,030	78.4	33	2,767	21.6	65	12,797	16	187
山 形	50	9,641	85.3	17	1,667	14.7	55	11,308	17	217
福 島	112	17,748	80.3	63	4,356	19.7	127	22,104	26	262
茨 城	162	19,965	78.3	89	5,521	21.7	184	25,486	35	318
栃 木	82	12,875	74.1	61	4,495	25.9	100	17,370	20	181
群 馬	116	15,177	76.0	71	4,782	24.0	132	19,959	12	113
埼 玉	275	34,738	71.0	147	14,180	29.0	422	48,918	10	99
千 葉	215	32,581	76.1	125	10,223	23.9	340	42,804	37	381
東 京	511	82,643	81.1	227	19,238	18.9	614	101,881	28	341
神奈川	277	48,904	80.5	116	11,842	19.5	318	60,746	22	223
新 潟	103	17,739	76.5	66	5,438	23.5	122	23,177	6	71
富 山	56	9,747	64.7	54	5,313	35.3	97	15,060	31	320
石 川	72	11,095	68.8	59	5,025	31.2	131	16,120	36	235
福 井	68	7,121	73.7	47	2,542	26.3	81	9,663	27	308
山 梨	47	6,815	74.4	31	2,351	25.6	55	9,166	18	174
長 野	113	16,140	81.9	57	3,577	18.1	124	19,717	39	406
岐 阜	84	13,101	79.9	57	3,292	20.1	100	16,393	40	431
静 岡	107	22,939	69.4	83	10,125	30.6	156	33,064	22	221
愛 知	249	42,491	76.1	165	13,379	23.9	319	55,870	54	562
三 重	83	11,701	72.7	69	4,389	27.3	102	16,090	29	375
滋 賀	47	9,789	80.6	29	2,350	19.4	56	12,139	4	48
京 都	147	23,035	77.5	78	6,705	22.5	167	29,740	11	113
大 阪	435	67,128	74.4	250	23,084	25.6	519	90,212	18	196
兵 庫	257	38,754	73.1	170	14,240	26.9	324	52,994	81	805
奈 良	65	10,577	76.8	33	3,203	23.2	73	13,780	4	57
和歌山	80	9,680	76.8	45	2,922	23.2	86	12,602	39	383
鳥 取	34	5,276	73.3	25	1,918	26.7	41	7,194	25	239
島 根	38	6,645	73.3	35	2,419	26.7	52	9,064	26	328
岡 山	147	19,558	78.3	97	5,432	21.7	169	24,990	69	706
広 島	179	21,188	66.4	152	10,711	33.6	331	31,899	118	1,099
山 口	81	11,415	52.6	85	10,291	47.4	123	21,706	53	496
徳 島	66	6,591	56.2	76	5,127	43.8	113	11,718	79	606
香 川	86	10,457	79.1	55	2,770	20.9	97	13,227	79	789
愛 媛	113	12,790	69.2	89	5,687	30.8	142	18,477	113	1,238
高 知	75	7,495	48.2	91	8,044	51.8	131	15,539	11	104
福 岡	299	42,455	63.7	246	24,245	36.3	420	66,700	252	2,039
佐 賀	65	6,393	58.8	63	4,480	41.2	99	10,873	78	723
長 崎	108	12,908	65.3	77	6,859	34.7	142	19,767	148	1,127
熊 本	135	14,615	56.3	121	11,356	43.7	187	25,971	178	1,591
大 分	128	11,508	77.5	69	3,344	22.5	141	14,852	97	653
宮 崎	105	9,425	69.6	66	4,117	30.4	137	13,542	110	982
鹿児島	173	15,579	59.6	158	10,551	40.4	248	26,130	182	1,795
沖 縄	59	9,552	69.8	44	4,124	30.2	79	13,676	32	328
計	6,486	923,047	72.7	4,249	346,045	27.3	8,398	1,269,092	2,669	25,210
割合 (%)	100						-6-			

【医療機関等における人員配置標準】

病院の区分	医療職種	患者の区分	医療職の対患者数配置標準
一般病院	医師	精神病床・療養病床の入院患者	48 : 1
		その他の病床（一般、結核、感染症）の入院患者	16 : 1
		外来患者	40 : 1 (耳鼻咽喉科、眼科は 80 : 1)
	歯科医師	すべての病床の入院患者	16 : 1
		外来患者	病院の実状に応じて必要と認められる数
	薬剤師	精神病床・療養病床の入院患者	150 : 1
		その他の病床（一般、結核、感染症）の入院患者	70 : 1
		外来患者	取扱処方せんの数 75 : 1
	看護師及び准看護師	精神病床・結核病床の入院患者	4 : 1
		療養病床の入院患者	6 : 1
		感染症病床・一般病床の入院患者	3 : 1
		外来患者	30 : 1
	看護補助者	療養病床の入院患者	6 : 1
	栄養士	すべての入院患者	病床数 100 以上の病院に 1 人
	診療放射線技師、事務員その他の従業員	すべての入院患者	病院の実状に応じた適当数
	理学療法士 作業療法士	療養病床の入院患者	病院の実状に応じた適当数
特定機能病院	医師	すべて（歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔科を除く）の入院患者	8 : 1
		外来患者	20 : 1
	歯科医師	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔科の入院患者	20 : 1
		外来患者	病院の実状に応じて必要と認められる数
	薬剤師	すべての病床の入院患者	30 : 1
		外来患者	調剤数 80 : 1

病院の区分	医療職種	患者の区分	医療職種の対患者配置基準
特定機能病院	看護師及び 准看護師	すべての病床の入院患者	2.5 : 1
		外来患者	30 : 1
	管理栄養士	すべての入院患者	1 人
	診療放射線 技師その他 の従業員	すべての入院患者	病院の実状に応じた適当数
療養病床又は 旧療養型病床 群を有する病 院	一 般 病 院 の 例 に 準 ず る		
大学附属病院	医師	療養病床の入院患者	48 : 1
		その他の病床（一般、精神、結核、感染症）の入院患者	16 : 1
		外来患者	40 : 1 (耳鼻咽喉科、眼科は 80 : 1)
	薬剤師	療養病床の入院患者	150 : 1
		その他の病床（一般、精神、結核、感染症）の入院患者	70 : 1
		外来患者	取扱処方せんの数 75 : 1
	看護師及び 准看護師	結核病床の入院患者	4 : 1
		療養病床の入院患者	6 : 1
		結核病床及び療養病床以外の病床（一般、精神、感染症）の入院患者	3 : 1
	これ以外の医療職種については一般病院の例に準じる		
介護老人保健 施設	医 師		100 : 1
	薬剤師		介護老人保健施設の実状に応じた適当数
	看護師若しくは 准看護師又は介 護職員		3 : 1（看護職員の員数は看護・介護職員総数の 2 / 7 程度、介護職員の員数は 5 / 7 程度を標準とする）

施 設	医療職種	入所者の区分	医療職種の対患者数配置標準
介護老人保健 施設	支援相談員		100 : 1
	理学療法士 又は 作業療法士		100 : 1
	栄養士		入居者 100 人以上の場合 1 人
	介護支援専門員		100 : 1
	調理員、事務員その他の従		介護老人保健施設の実状に応じた適当数

広告規制緩和の内容

制定当時

- 医師、歯科医師である旨
- 診療科名
- 病院等の名称、電話番号、所在地
- 診療に従事する医師、歯科医師の氏名
- 診療日又は診療時間
- 入院設備の有無
- 保険医療機関、救急病院等

平成4年改正

以下の項目を追加

- 院内案内（病院の場合）
- 療養型病床群の有無
- 開放型病院、紹介外来型病院、緩和ケア病棟の有無
- 予約診察、休日診療、往診
- 他の医療機関への紹介の実施
- 訪問看護

平成9年改正

以下の項目を追加

- 在宅医療
- 入院患者に対して提供する役割
- 医師、看護師の員数
- 病床数、病室数
- 病室、機能訓練室等に関する事項
- 併設施設の名称

平成13年改正

以下の項目を追加

- 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供していること
- （財）日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果
- 治験に関する事項
- 医師、歯科医師の略歴、年齢、性別
- 共同利用することができる医療機器

平成14年改正の緩和事項

◇医療の内容に関する情報

- 専門医の認定
- 治療方法
- 手術件数、分娩件数、平均在院日数、疾患別患者数

◇医療機関の構造設備・人員配置に関する情報

- 医師・看護師等の患者数に対する配置割合
- 売店、食堂、一時保育サービス等

◇医療機関の体制整備に関する情報

- セカンドオピニオンの実施
- 電子カルテの導入
- 患者相談窓口の設置
- 症例検討会の開催
- 入院診療計画の導入
- 医療安全のための院内管理体制

◇医療機関に対する評価

- （財）日本医療機能評価機構の個別評価結果

◇医療機関の運営に関する情報

- 病床利用率
- 理事長の略歴
- 外部監査
- 患者サービスの提供体制に係る評価（ISO9000s等）

◇その他

- 医療機関のホームページアドレス